

入 札 公 告 （建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月26日

支出負担行為担当官

北海道開発局網走開発建設部長 半谷 敬幸

1 工事概要

(1) 工 事 名 一般国道238号 紋別市 元紋別交差点舗装外一連工事

(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(2) 工事場所 北海道紋別市

(3) 工事内容 本工事は、一般国道238号 紋別市 元紋別地区において交通安全対策事業の交差点舗装工事、紋別防雪事業の一環として、沼の上地区と小向地区において舗装工事を施工するものである。

(主要工種)

(概算数量)

【元紋別交差点工区】工事延長 L = 94.94m

舗装工

・路面切削（6cm以下）	A =	580m ²
・表層（SMA t=4cm）	A =	420m ²
・表層（密粒度アスコン t=4cm）	A =	160m ²
・滑り止めカラー舗装（緑色 t=0.3cm）	A =	160m ²

区画線工

・ペイント式区画線（水性型 実線 加熱）	L =	112m
----------------------	-----	------

仮設工

・交通誘導警備員等	N =	一式
-----------	-----	----

【沼の上工区】工事延長 L = 455.46m

舗装工

・路面切削（6cm以下）	A =	260m ²
・上層路盤（再生アスファルト安定処理 t=5cm）	A =	2,850m ²
・上層路盤（再生アスファルト安定処理 t=6cm）	A =	3,210m ²
・基層（再生粗粒度アスコン t=5cm）	A =	3,120m ²
・表層（再生密粒度アスコン t=3cm）	A =	3,160m ²
・表層（再生密粒度アスコン t=4cm）	A =	4,300m ²

防護柵工

・ガードレール（Gr-B-4E）	L =	97m
------------------	-----	-----

区画線工

・熔融式区画線（手動 ゼブラ 45cm）	L =	206m
・ペイント式区画線（水性型 実線 加熱）	L =	464m

・ペイント式区画線（水性型 実線 常温） L = 1,936m

仮設工

・交通誘導警備員等 N = 一式

【小向工区】工事延長 L = 1,700.00m

舗装工

・路面切削（6cm以下） A = 3,300m²

・上層路盤（再生アスファルト安定処理 t=5cm） A = 3,620m²

・上層路盤（再生アスファルト安定処理 t=6cm） A = 6,740m²

・基層（再生粗粒度アスコン t=5cm） A = 8,590m²

・表層（再生密粒度アスコン t=3cm） A = 6,860m²

・表層（再生密粒度アスコン t=4cm） A = 11,480m²

防護柵工

・ガードレール（Gc-B-6E） L = 306m

・端末防護ガードレール（Gr-B-4E） N = 4箇所

・中央分離帯ガードレール（Gr-Bm-4E） L = 200m

・ワイヤーフェンス式防護柵 L = 609m

道路付属施設工

・ラバーポール（H=800） N = 36本

区画線工

・熔融式区画線（手動 センプラ 45cm） L = 570m

・ペイント式区画線（水性型 実線 加熱） L = 2,030m

・ペイント式区画線（水性型 実線 常温） L = 3,770m

仮設工

・交通誘導警備員等 N = 一式

(4) 全体工期 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

(5) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

(6) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

(8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び施工計画を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）の試行工事である。

- (10) 本工事は、入札書と資料の同時提出を行う工事である。
- (11) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (12) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
- (13) 総価契約単価合意方式の適用
- ア 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等について合意するものとする。
- イ 本方式の実施方式としては、
- (ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
- (イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
- があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
- ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- (14) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (15) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (16) 本工事は、発注者から工事費内訳書を配布する試行工事である。
- (17) 本工事は、『元紋別交差点工区』『沼の上工区』『小向工区』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の適用工事」である。
- (18) 本工事は、月単位の週休2日による施工の対象工事である。受注者は契約後、月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休2日が達成出来ない場合においても、通期の週休2日については、行わなければならない。
- (19) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する I C T 活用工事の対象工事（施工者希望 I 型）である。
- (20) 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活

用工事である。

- (21) 本工事は、BIM/CIM適用工事（受注者希望型）である。
- (22) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (23) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (24) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「舗装」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格を単体又は経常建設共同企業体として「A等級」の決定を受けていること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと（共同企業体の場合は、当該者を構成員に含めないこと。）。
- (4) 平成21年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、当該共同企業体として又は構成員のいずれか1社が上記の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

同種工事は

供用中の一般国道または供用中の高規格道路における、アスファルト系舗装工事（上層路盤を除く）の施工実績を有すること。

- (5) 施工計画が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。共同企業体の場合は、全構成員が専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監

督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ 平成21年度以降に上記(4)本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)本文に掲げる工事経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、上記ア、イに加えて監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。

(8) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

ア 北海道開発局発注工事で、令和3年度及び令和4年度の工事成績評定点の平均が65点以上の者であること。

なお、どちらか単年度の受注実績しかない場合は、実績のある年度の工事成績評定点の平均とする。

イ 共同企業体にあっては、北海道開発局発注工事で、令和3年度及び令和4年度の工事成績評定点の全構成員の平均が65点以上であること。

なお、上記の受注実績がない構成員の工事成績評定点は65点とする。

ウ 令和3年度及び令和4年度の実績がない場合は、令和元年度及び令和2年度に完成した工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

エ 当局の施工実績のない業者の工事成績は65点として扱う。

(9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

(11) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店、支店又は営業所のいずれかを有すること（共同企業体の場合は、全構成員が有すること。）。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、「標準点」100点を付与する。

イ 資料に示された実績、施工計画により最高44.5点の「加算点」を与える。

評価項目は次のとおり。

(ア) 企業の能力等に関する事項

(イ) 配置予定技術者の能力に関する事項

(ウ) 施工計画について、4段階の評価を行う（入札説明書参照。）。

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒093-8544 北海道網走市新町2丁目6番1号

北海道開発局 網走開発建設部 契約課 入札スタッフ

電話0152-44-6152

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和6年4月26日から令和6年6月7日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。）を同封し、上記4(1)の担当部局へ簡易書留又は託送（簡易書留と同等のものに限る。）により申し込むこと。

申し込み受付後、交付する。

(3) 申請書及び資料の提出期間及び提出方法

ア 申請書

令和6年4月26日9時00分から令和6年5月17日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

イ 資料

4(5)入札日時に同じ。

提出方法については入札説明書参照。

(4) 見積りを行うために必要な公示用設計書、図面等の交付期間及び交付方法

見積りを行うために必要な公示用設計書及び図面等については、令和6年4月26日から令和6年6月7日までの休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和6年6月6日9時00分から令和6年6月7日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

開札は、令和6年7月3日 9時00分 北海道開発局網走開発建設部入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行網走代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道開発局網走開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道開発局網走開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認め

られた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

- (6) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。

- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

- (8) 契約書作成の要否 要。

- (9) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。

- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

- (11) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (12) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。

- (13) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。

- (14) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。

なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。

- (15) 詳細は入札説明書による。